

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、観音寺市一ノ谷池土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）向井地区）を行うことについて令和3年1月28日認可した。

令和3年2月9日

香川県知事 浜 田 恵 造